

各管区警察局広域調整部長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁運発第48号
平成13年8月8日
警察庁交通局運転免許課長

一本の操縦レバー等で操作する車により技能試験を行った場合の 運転免許の条件について

身体障害者についての技能試験に使用する自動車の種類、車種限定の内容等については、「身体障害者に対する適性試験（運動能力）実施要領の制定について」（平成11年11月1日付け警察庁内運発第40号。以下「通達」という。）により運用されているところである。

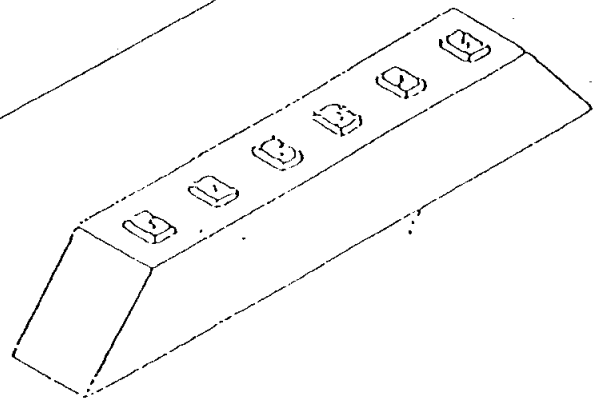
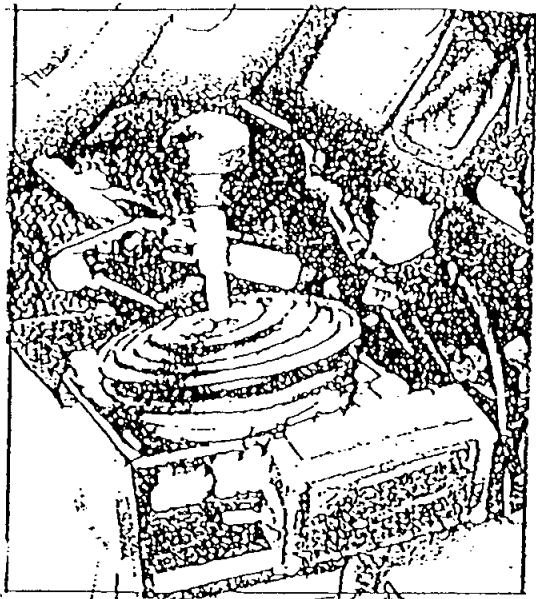
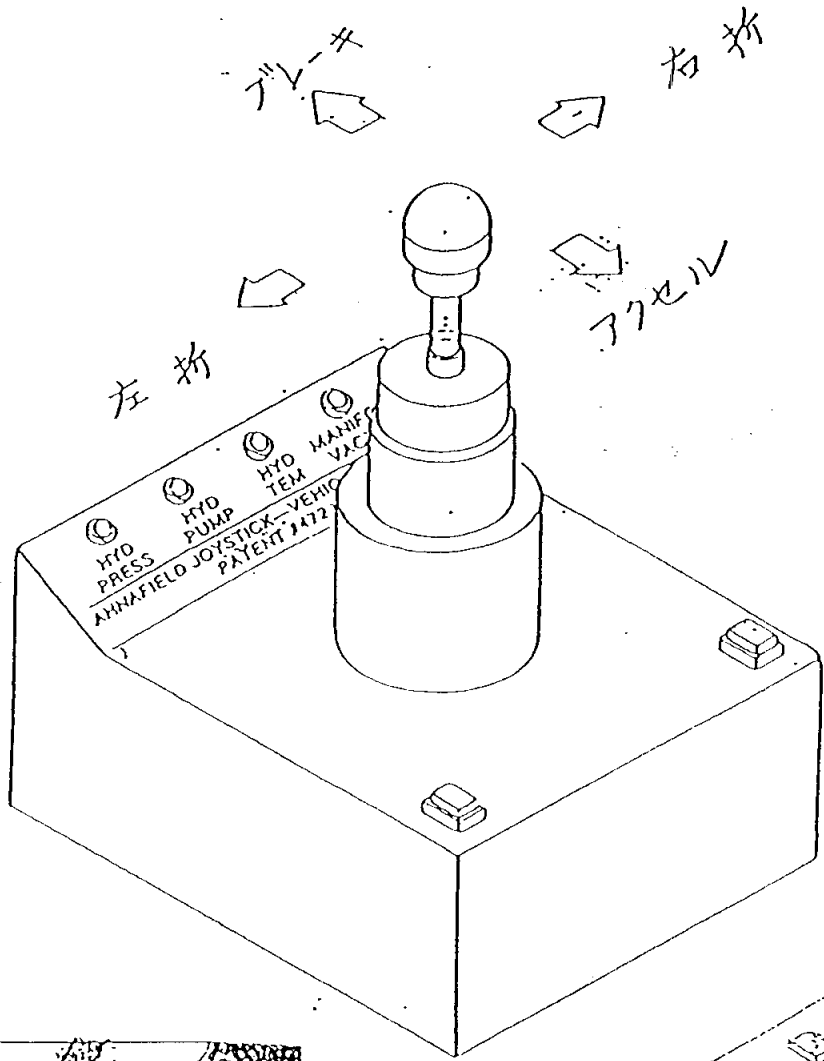
三肢欠損の者等でも運転することのできるアクセル、ブレーキ及びハンドルを一本の操縦レバーで電子制御の下に操作する装置及び方向指示等に係る操作装置が備え付けられた自動車（以下「一本の操縦レバー等で操作する車」という。別添参照）による免許取得事例は既に複数みられているところである。こうした車両による免許取得に係る適性相談の際には、的確な対応に努めるとともに、運転免許の条件の付与については、下記の点にも留意しつつ、誤りのないようにされたい。

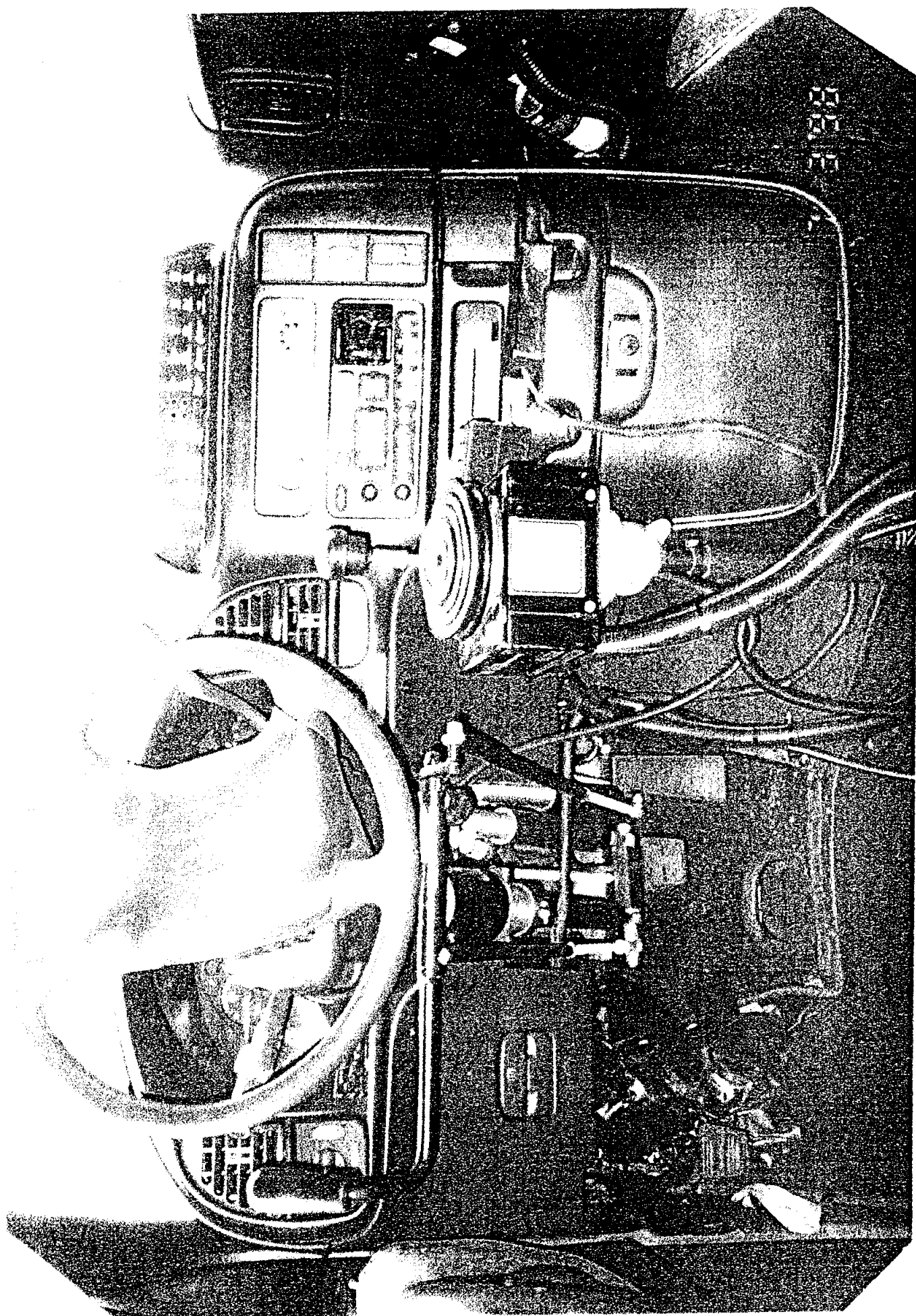
なお、「一本の操縦レバー等で操作する車により技能試験を行った場合の運転免許の条件について」（平成11年11月1日付け警察庁丁運発第123号）は、本通達をもって廃止する。

記

一本の操縦レバー等で操作する車を使用して技能試験を行った場合は、通達の別添「身体障害者に対する適性試験（運動能力）実施要領」の別表第1「障害の状態と免許の範囲及び条件内容」の備考の2の「特別改造をした車両を使用して技能試験を行った場合」に該当し、この場合の運転免許の条件については、「普通車で、アクセル、ブレーキ及びハンドルを一本の操縦レバーで電子制御の下に操作する装置及び方向指示等に係る操作装置が備え付けられたものに限る。」とする。

なお、当該条件以外の条件のみが付されている者（例えば、「普通車はAT車でアクセル・ブレーキは手動式に限る。」という条件が付されている者）については、一本の操縦レバー等で操作する車を運転することはできない。





「一本の操縦レバー等で操作する車」の例 (Joy project提供)